

若あゆ作業所 職員親睦会会則

1 名称 若あゆ作業所 職員親睦会

2 会の目的 職員の交流

3 会費など

週2日以上の雇用契約を結ぶ若あゆ作業所の職員（常勤・非常勤）で会の趣旨に賛同する者は職員親睦会加入申込書を施設に提出する。職員親睦会を退会する場合は職員親睦会退会申込書を施設に提出する。

会費 月額 1,000円

常勤職員1名、非常勤職員1名をそれぞれ代表者とする。

4 会費の使途

①会員の懇親会

・懇親会を欠席する場合は2000円のクオカードを支給する。
・会員の懇親会は夏期（暑気払い）冬期（新年会）行なう。退職した職員にはどちらか時期の近い懇親会を送別会とし開催する。

②会員と利用者の慶弔関係

5 決議について

会則、慶弔規定の変更や会則、慶弔規定に記載のない事由についての決定は加入している会員の総数の過半数をもって行う。

6 その他

会費が不足したときは追加で職員から徴収することができる。

この会則は令和5年5月1日から施行する。

この会則は令和7年4月1日から施行する。

若あゆ作業所職員親睦会 慶弔規定

1 この規定は会員と利用者の慶弔に対し、会の意を表するために定める。

2 慶弔の額は次に定める額とする

・利用者本人	1週間以上の入院	5,000円
・利用者本人	死亡	10,000円
・利用者両親	死亡	10,000円（香典）
・職員	1週間以上の入院	5,000円
・職員配偶者	1週間以上の入院	5,000円
・職員	死亡	10,000円
・職員配偶者	死亡	10,000円
・同居親族	死亡	5,000円
・職員	退職	5,000円と5000円の商品券 3,000円程度の花、色紙
・職員	結婚	5,000円
・職員	出産	5,000円

3 上記の慶弔金は会員に加入していない職員には支給しない。

この規定は令和2年11月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。